

新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等 調査特別委員会会議録

令和5年2月9日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 13:01

【 案 件 】

1. 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関する事について

○委員長

ただいまより、「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会」を開会させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関する事について」を議題といたします。

それでは、ただいまより、資料要求をお受けいたします。資料要求はありませんか。

○江口委員

別紙一覧をお手元に配付しておりますが、①「移動式観覧席の入札に関する起案から決定までの経過が分かる資料一式」、2として、「移動式観覧席が本体工事から外れて備品となった経過が分かる資料一式」、3として、「2社からの相見積もり」、4として、「メーカーからの見積もり」、5として、「カタログまたメーカーとのやりとり」、6として、「見積もりの際のやりとり」、7として、「市役所内部のやりとり」、8として、「仕様書作成の準備段階の資料」、9として、「指名業者13社の指名願提出の際の一連文書」、これについては、体育館の1回目の入札以降についてなんですが、そのうち「指名競争入札参加資格審査申請書」、「履歴事項全部証明書」、そして「登記簿謄本」ですね。それと、「営業経歴書」、「取扱品目表」、「実績調書」を出していただきたいと思っております。そして、10として、「希望業種分類表・物品等有資格者名簿」ですね、こちらも同じように、体育館の1回目の入札以降の分をお出しいただきたいと思っております。そして最後に、「人事諮問委員会の資料」、先日、行政経営部長について懲戒処分が行われましたが、その際の「人事諮問委員会の資料及び会議録」をお出しいただきたいと思っております。要求したいと思っております。委員長において、お取り計らいのほど、お願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求があります資料は、提出できますか。

○契約課長

ただいま要求がありました資料のうち、まず、契約課のほうで所管しております部分について、お答えをいたします。まず1番目、「新体育館移動式観覧席の入札に関する起案から決定までの経過が分かる資料一式」につきましては、提出することができます。2番目、「移動式観覧席が本体工事から外れて備品となった経過が分かる資料一式」につきましては、既存の、今、保有している資料について、提出をさせていただきたいと思えます。それから、補足ですけども、この経過が分かる資料に、既存の資料ではないんですけども、どのような経過でなったかというような時系列の資料について、今、作成中でございますので、作成でき次第ですね、次回以降でございましたら、提出することができます。次に、3番目、「2社の相見積もり」ということですが、これは、入札の際の参考見積書、2者からの参考見積書ということだと思いますが、それにつきましては、飯塚市の情報公開条例の非公開情報に当たるとということで、これは非公開となっておりますので、提出することができません。次に、飛びまして

9番、「指名業者13社の指名願提出の際の一連文書」、ここの中に1、2、3、4、5項目、要求いただいておりますが、これについては、提出させていただきます。次に、10番目、「希望業種分類表・物品等有資格者名簿」についても、提出が可能です。以上、契約課の分について、お答えいたします。

○スポーツ振興課長

要求のありました資料につきまして、回答いたします。まず4番の「メーカー見積もり」でございますが、こちらについては、資料がありませんので、提出できません。5番目の「カタログ、メーカーとのやりとり」でございますが、については、すみません。5番につきましては、カタログは提出できますが、メーカーとのやりとりについては資料としてありませんので、提出できません。6番目、「見積もりの際のやりとり」でございます、それと7番目の「市役所内部のやりとり」については、どちらとも資料がありませんので、提出できません。8番目、「仕様書作成の準備段階の資料」につきましては、資料を提出できます。以上です。

○人事課長

資料要求でございます。⑪の「人事諮問委員会の資料及び会議録」ということで、令和4年12月26日付処分に関するものというものにつきましては、情報公開条例第8条、適用除外の規定がございます。この部分を黒塗りにいたしまして、提出することができます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求のありました資料のうち、提出できると答弁があった資料については、要求することに、ご異議ありませんか。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

休憩 10：08

再開 10：08

委員会を再開いたします。

ただいま江口委員から要求のありました資料のうち、提出できると答弁があった資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。本日、提出できるものについては、資料をサイドボックスに掲載いたしますので、確認をお願いいたします。また、後日、提出するものについては、準備ができ次第、提出をお願いいたします。なお、提出できないと答弁があった資料については、一旦、保留し、懇談会において協議をさせていただきます。

ほかに資料要求はありませんか。

（なし）

ほかに資料要求はないようですので、本日の資料要求は、以上をもちまして、終結いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。（発言する者あり）

いいですか。資料要求がある。（発言する者あり）失礼しました。いいですか。ほかに資料要求はないようですので、本日の資料要求は、以上を持ちまして、終結いたします。

ほかに質疑はありませんか。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

休憩 10：10

再開 10：10

委員会を再開いたします。（発言する者あり）ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

江口委員の資料要求について、これは出せないというものがありました。ちょっと再確認したいと思います。何が出せないのか。理由は何か。もう一度お願いします。

○契約課長

まず、契約課の分で出せないとおっしゃったものが、3番の「2社の相見積もり」について、出すことができないとお答えいたしました。これにつきましては、飯塚市情報公開条例第8条第2号に該当いたしまして、事業者の競争上の地位その他正当な利益を損なうというふうに判断しておりまして、非公開といたしております。

○スポーツ振興課長

4番目の「メーカーの見積もり」でございますけれども、見積りを徴取しておりませんので、資料がございません。5番目の「メーカーとのやりとり」につきましても、メーカーとのやりとりを記録という形で取っておりませんので、資料としてありませんので、提出ができません。6番目の「見積りの際のやりとり」、それと「市役所内部のやりとり」につきましても、これについても記録を取っておりませんので、提出ができません。

○川上委員

終わりかな。

○委員長

人事のほうはいいですよ。いいですね。オーケーです。

○川上委員

まずですね、③番、「2社の相見積もり」について、情報公開条例第8条第2号、競争についてという説明でした。これは、おそれがあることが明らかということなんでしょう。条文に照らしてね、どういう判断したのか、聞かせてください。

○契約課長

先ほど、事業者の競争上の地位について、損なうためということで申し上げましたが、まず、参考見積書と申しますのは、市が事業を実施するに当たって、その参考とするために、事業者のほうに、義務ではなく、協力というような形で見積りをいただくというものでございますが、その提出した事業者が、その参考見積書については、内容をつくる際に、その会社のノウハウであったり、戦略などに基づいて金額を設定しているというところがございます。で、それについて、公表することが当該事業者の営業活動上の戦略等を明らかにしてしまうというおそれがありますので、それに基づいて非公開としております。

○川上委員

そのおそれが明らかなのわけですか。条例、何てなってます、あなたの言う第8条第2号。

○契約課長

情報公開条例第8条第2号について読み上げます。「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下、「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益が著しく損なわれることが明らかなもの。ただし、次に掲げる情報を除く。」ということで、最後までですかね。次に掲げる情報を除くということで、3点書かれておりまして、一つが、「ア 事業活動により人の生命、健康、生活、財産又は環境の保護に影響を及ぼすおそれのある情報であって、公開することが必要であると認められるもの。イ 違法又は著しく不当な事業活動により消費生活その他住民の生活の安全に影響を及ぼすおそれのある情報であって、公開することが必要であると認められるもの。ウ ア及びイに準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」と記載されております。

○川上委員

除く、除外事項があるでしょう。それに該当しないというのは、その説明してください。今回、百条調査特別委員会が要求している資料ですよ。これが、あなたが言う第8条第2号にある除外規定に該当しないという判断をどこでしたのか、どう判断したのかを、お尋ねしたいと思います。

○契約課長

この第8条第2号に、情報公開の、公開しないことができるということが書かれてあって、その中で、除外の規定が3つ書かれておりますが、今回、その百条の委員会に挙がったということで、それが直ちに、そのここの除外といいますか、規定に該当する、直接につながるというふうには、判断はしていないところです。

○川上委員

裏返しの答弁になってますよ。私は、あなたは出さないと言うわけですから、出せないというわけですから、除外規定に該当していないというのを、一つ一つについて、あなた方が判断したということをお聞きしたいわけですよ。判断したのかということ。どういう判断を、したとすれば、どういう内容の判断をしたのかね。判断してきたんですか。ちょっと答弁してください。

○契約課長

除外規定、3つございます。まず1つ目が、「事業活動により人の生命、健康、生活、財産又は環境の保護に影響を及ぼすおそれがある情報」ということですが、今回の移動式観覧席、物品の購入でございますので、そのようなものではないというふうに判断しております。2点目、イの「違法又は著しく不当な事業活動により、消費生活その他住民の生活の安全に影響を及ぼすおそれのある情報であって、公開することが必要であると認められるもの」については、今回、移動式観覧席につきまして、この百条委員会で調査が行われておりますが、それをもって、この入札が違法であったり、著しく不当な事業活動であるというふうに認定されておるわけではございませんので、通常の、ほかの案件と同様に、これがこの条文に該当するものではないというふうに判断しておるところでございます。

○川上委員

それはいつ判断したんですか。除外規定に該当しないというのは、いつ判断したんですか。

○契約課長

いつと——、すみません。基本的には、もう参考見積書については、この条文に該当して非公開しないということは、全ての案件について決めておりますので、特段、その案件がこの条文に該当するような事象がない限りは、全て非公開というふうに判断しますので、今回の件について、特別いつ判断したということはございません。

○川上委員

そしたら、情報公開条例上の取扱いについて、これについては、争いが残るということになりますね。この2つについて、きちんと執行部側で検討しておらないということが、今、明らかになりましたので。

それでね、そもそも、百条調査特別委員会が資料として要求したものに対して、出さない理由に情報公開条例を出す、示すことが、適当かどうかを、あなた方は、どう考えているかというのをお聞きしたいんですよ。情報公開条例の目的は何ですか。

○契約課長

すみません。情報公開条例について、私が答弁すべきかどうかはありますが、情報公開条例の目的が、第1条、情報公開条例の第1条に掲げてありまして、条文を読みますと、「この条例は、住民の知る権利と地方自治の本旨にのっとり、市が保有し、又は保有すべき情報の公開並びにその総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政に対する参画と監視を一層促進し、もって公正で開かれた行政の確立と民主的な市政の発展に寄与することを目的としている」というふうに書かれております。

○川上委員

百条調査特別委員会は、あなたが承知している権限を持っているわけですよ。おのずと情報

公開条例の目的と異なるわけです。百条調査特別委員会は、独自に住民から与えられた権限に基づいて、調査をしようとしてるわけです。それに対して、市民の知る権利に基づく条例、出すのが仕事、出すのが目的の条例を盾に取って、出さないというのは論理矛盾があります。特に今回の場合は、官製談合等疑惑についてね、官製談合といって、あなた方の談合の関わりを調査しようとしてるわけですよ。あなた方はこの調査に協力する立場にあるわけですよ。また、調査される立場にあるんですよ。その者が事もあろうに、市民の知る権利に基づく情報公開条例を盾にね、その除外規定を、別の意味の除外規定だけど、を盾にね、この百条調査委員会にあるものを出さないというのは異常ですよ。しかもね、資料あるんでしょう。これは誘導しているわけではないけど、誠実な立場に立つならば、ここはどうしてもね、出せないとかいうのはあるかもしれない。そういうことを全く考慮せずにね、今言った性質を持つ条例を盾にね、百条調査特別委員会に対してね、出さないとかいうのは、協力すべき立場から、調査される対象の立場からいってもね、おかしいです。出してくださいよ。ちょっと答弁してください。

○久世副市長

ただいま質問委員からご質問いただきまして、私どもも今回、資料要求、事前にお知らせいただきありがとうございます。提出できる資料につきましては準備をしてきたところでございます。ただ、先ほどから契約課長も答弁いたしておりましたけども、業者からの見積りにつきましては、今まで情報公開条例にのっとって、非公開としておったものでございます。で、この辺はちょっと私ども執行部も、今もご指摘をいただいた中で、その百条調査委員会の調査権として、いや、それについては、提出しろという話になれば、その辺の取扱いについて、どうすべきものかというところもあるんですが、先ほども契約課長が申しましたように、通常は公開いたしておりませんので、そのような形で、今回は一応提出できないという回答をさせていただいたところではございます。

○委員長

(マイクに不具合あり) 入りよると、さっきから。暫時休憩します。

休 憩 10:24

再 開 10:27

委員会を再開いたします。

○川上委員

今、副市長から、あくまでも資料要求に対しては、情報公開条例を理由に出さないんだという、課長答弁を支持する答弁だったと思うけど、認められません。で、百歩譲っての話もしてわけでしょう。あるけどね、出さないんだという、これは、記録の提出を求めることについては、後ほど、またあると思いますけど。情報公開条例を盾にというのが、どだい間違ってるということを言いたいわけですよ。

その上でね、さらに、幾つかの業者とのやりとり、それから市内部のやりとりがないので出せないというふうに言われましたね。市内部のやりとりがないというのは、官製談合なんかするときは、そういうものを残さないように談合するわけですよ。あると困るから、これはないのは普通かもしれない、この疑惑という視点から言えばね。

だけど、情報公開条例、公開対象文書、どうなっていますか。確認してください。

○契約課長

飯塚市情報公開条例第2条に定義が記載されていまして、その中で、この条例における情報というものの定義が、第2条第2号に記載されてますが、「情報は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及びディスク、テープその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他直接人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）並びにその他一定の事項を記録しておくことのできるものであって、当該実施機関が保有し、又は保有すべきものをいう」と記載されております。

○川上委員

副市長、お分かりと思います。現に保有する文書とともに、保有すべき文書と書いてるでしょう。で、この案件においてね、業者とのやりとりの記録がなぜないのか。本当にないんですか。判こを押して、公文書として保存するべきものを保存していないという瑕疵が見え隠れするわけだけど。ましてやね、市内部の協議についてね、記録がないで済むわけないでしょう。保有すべき文書でしょう、業者とのやりとり。官製談合の話をしてるんだから、市の最高幹部からね、部、課、係までね、指揮が及んでいることも調査の対象なんですよ。そのときにね、文書がありません。国会ではね、国政では、あっても改ざんしたり平気でしてるわけですよ。それにいちいち議会の側がたじろいでおったらね、調査できませんよ。だから、ないんだったら、保有するべき文書だから、作成して出してくださいよ。嫌ですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:32

再開 10:33

委員会を再開いたします。

○スポーツ振興課長

最初に、「メーカーとのやりとり」及び「市役所内部のやりとり」というところで、今現時点で、記録は取っておりません。ただし、先ほど一番最初に契約課長のほうが申しましたように、当初、こういう時系列的な、こういう形で協議をしたという記録がございますので、今それを作成しております。今現時点では、それができておりませんので、完成次第、提出をさせていただきたいと思っております。

○川上委員

副市長、2つ指摘しておきたいと思います。今後、資料要求を適宜することがあると思うけど、情報公開条例を盾に、とりわけ、その第8条を盾に提出を拒むことが、百条に対してですよ、まともかどうかをね、考えてもらいたい。

それから、もう一つは、予算特別委員会、決算特別委員会などの調査権限の場合でも、ないものを作って出すじゃないですか。委員会の要求に基づいてね、資料を作成して提出するじゃないですか。だから、今、瀬尾課長が言われましたけど、記録の断片は、本当にないのか疑ってるんですよ。かつ、なぜそれが公文書として残ってないのかというのを疑ってるんだけど、まあ質問しますよ、後ほど。記録の断片でもね、総合して、議会に、百条に対する、調査に対する、責任を果たしてください。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

おはようございます。川上委員と関連の質問になりますが、考え方は川上委員と同様でございます。その中でね、今、スポーツ振興課、いや契約課のほうか、2者の3番です、2者、13者中2者からね、相見積り、参考見積りを取られてますよね。これは今言われました情報公開条例の第8条第2号に、まあ言い方が悪いんだけど、それを盾に出せないという答弁でしたよね。これ、通常、私の見解なんだけど、建設土木工事ね、その会社の技術力とかね、価格、安全性等を伴うような事業に関しては、これ、適合するかもしれないけど、今回のね、参考見積りというのは、メーカーがおって、メーカーというのは、定価ありますよね、それに対して、13者中の2者が見積りを取っただけなんです。その見積書の提出がなぜできないか、これは出してください。要望ですね。

それとね、同じく4番、「メーカー見積もり」も出せないと、これ、スポーツ振興課長が言ってますけど。本会議場、この百条委員会の設置前に、移動式観覧席の疑義が生じて、各委員

会とかね、本会議場で聞いたときに、当時、課長は、スポーツ課長は、振興課の課長はね、予算はどうやって決めたのかという質問に対して、メーカー見積りの定価の8掛けにしました、8割にしましたという答弁をしておるんですよ、一方ではね。

で、今回は、そのメーカー見積り自体がないような答弁になってるんだけど、その点はどちらが事実なのか、教えてください。

○スポーツ振興課長

前回、本会議のときだったかと思いますが、予算のときの答弁でございます。定価の8割というところで算定をいたしました。いたしましたので、実際、そのメーカーのほうに、これ幾らですかという見積り依頼というものは、要求をしておりません。定価を聞いて、そこで8掛けとしたところでございます。

○小幡委員

今の説明でいけばね、メーカーに定価を聞いたんだよね。その定価は分かってるでしょう。その8掛けしたというのは、市役所内での見積りでしょう、メーカーから直接もらってないけども。それは提出はできますか。

○スポーツ振興課長

見積書という形では——、今申しましたように、見積書という形ではございませんが、その定価の8掛けが幾らという部分については、提出ができます。

○小幡委員

その提出を再度求めます。

続けて聞きます。関連して5番、「カタログ、メーカーとのやりとり」、これもないということやったけど、仕様書を作ったでしょう。仕様書をどういうふうにして作ったの。メーカーのカタログとか、メーカーともやりとりしないと仕様書作れないでしょう。だから、これも矛盾しとるんじゃないかと。仕様書を作るに当たって、メーカーからのカタログとか、承認図とか、いろいろ載ったとの資料を出してほしいということなんですよ。それを出せませんか。

○スポーツ振興課長

一番最初からの質問とちょっと回答として重複すると思いますが、メーカーとのやりとりは当然、何度かしております。ただし、その記録というか、いついつ、どういうことを言っ、どういうふうな対応をしてというところの記録を取っておりませんので、記録として、今、手持ちにありませんので、提出ができないという回答をさせていただいたところでございます。

○小幡委員

そういうことであれば、今先ほど言った川上委員と同じ意見になるんだけど、5番、6番、7番、記録、記憶のほうでもいいから、まとめて、提出を求めます。以上です。

○スポーツ振興課長

今、質問委員のほうが言われたように、ちょっと記憶を整理して、提出をさせていただきたいと思います。

○委員長

ほかにありませんか。

○江口委員

今のやりとりの部分についてなんですけれど、記憶をね、記録は取ってはないんだが、記憶等々をたぐり寄せて、提出していただけるということなんですけど、とすると、市としては、5、6、7については、提出いただけるという、先ほどは、記録がないので、提出できないというお返事でしたが、改めてお聞きしたいんですけど、これについては、作成し、提出をするというふうなことで、間違いないかどうか一点。

あとその際にね、ぜひ一緒に提出していただきたいのは、記録として、組織共用文書として作ってなくてもね、個人のメモ等としてね、そのときのやりとりが残っているのではないかと

と思っています。残っていたんであれば、それも併せて提出をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○スポーツ振興課長

やりとりの中でのメモ等々でございますが、ちょっと整理をさせていただいて、あるものについて、ちょっと整理をさせていただきたいと思っております。今回、この観覧席に限らずでございますが、いろんな備品の購入に当たって、いろんな業者さんともこういうやりとりというのをしております、申し訳ございませんけれども、全部それぞれのところで整理ができておりませんので、今現時点です、そこはちょっと整理をさせていただいて、あるものについて、提出をさせていただきたいと思っております。

○江口委員

あと、もう一点、やりとりではないんですけど、先ほどの3点目の「2社の見積り」が提出できない理由として、第8条の第2号に該当するというふうな形でございます。第8条の第2号に関しては、先ほど読み上げられたように、公開することにより、当該法人等または当該個人の競争上の地位その他正当な利益が著しく損なわれることが明らかなものでなければなりません。で、ここの立証責任は当然のことながら、市のほうにあるわけです。競争上の地位その他正当な利益が著しく損なわれることについての立証をお願いしたいと思っております。で、考えると、ある意味、見積書は提出できないんだけど、だけど、その後では、現実には、入札行為としては出てくるわけですね。入札の結果に関してはね、幾らで入札されていたか、公開するわけですね、でしょう。そうするとそれは、そこが公開できていて、この、参考見積りが公開できないという理由が成り立たないと私は思っているわけです。それで、これが、競争上の地位その他正当な利益を著しく損なわれる理由を明らかにしていただきたい。これについて、答弁を求めます。

○契約課長

ただいま、参考見積書と入札時の入札書のお話があったと思いますけれども、まず、入札書につきましては、もう当然その入札結果について公開しておりますので、その競争の結果のものとして、入札結果表というような形で公表をしております。ただ、参考見積書につきましては、先ほどの答弁でも申しましたように、これは、市に納入するというのではなくて、市のほうが事業を遂行するに当たって、その参考とするために、事業者に任意で提出をお願いしているものでございまして、提出をお願いする際に、その競争での額を入れるのではなく、その各社が通常取引で販売している場合の額において、参考として出していただくということにしております。で、その通常取引で出している額というのが、その会社がどのぐらいの値引きでしているのかとか、どこから仕入れているのかなど、様々、その決定するに当たって、その会社の内部で、入札に参加することも含めて、内部で戦略のところを設定しておるものでございまして、これを出してしまいますと、その会社がどのようにいつも販売してるとか、値引きの率であったりとか、通常のところから入札にどのぐらい引くとか、そういったような内部の情報が出るということにつながりますので、それをもって、参考見積書については、非公開というような取扱いにしておるところでございます。

○江口委員

今のが、明らかなんでしょうかね。それで本当に損なわれるんでしょうかね。著しく損なわれるんでしょうかね。それが明らかになることで、要するに見積書が出てくることで、その業者がね、競争上の地位を脅かされるというのは、こういった形で脅かされるんです。そこにね、こういったルートで入手するとかいうのは出てこないわけでしょう。ある意味、品番と価格が出てくるわけですね。その中で、このA社のね、見積りがね、あ、この金額であるということね、これこれこういうことが理由だったのかなとかいうね、そういったやつが、どうやって類推されるんでしょうか。それが例えば定価の8掛けだったと、定価の7掛けだったと、

それが、競争上の地位を著しく損なう、利益を損なう、全然分からないんですが、改めてそこを、具体的にどういったことが想像されるので、正当な利益がね、著しく損なわれると考えているのか、お聞かせいただけます。

○契約課長

その参考見積書の、その金額についていえば、先ほど申しましたように、通常取引の価格において見積りをいただく、参考見積書を知る側がお願いするに当たって、必要なことは、まず、一つとして、市場でどのぐらいの価格で流通しているかなど、そういうのを把握するというような目的もございます。それで、通常価格で見積書を出していただいていますので、その会社とメーカーの取引の程度と言いますか、そのメーカーにおいても各取引相手があったときに、そこそこにおいてどのぐらいの額で卸すかというのは、そのメーカーと会社との取引のレベルと言いますか、深さなどが影響して設定されるものでございますので、それが例えば、高い価格で入っていたら、もうこのメーカーと、そのつながりがどの程度であるとか、取引がどの程度あるとかいうところまで類推されるということになりますので、そういった各社の取引のところ明らかにするところがあるというふうに考えております。

○江口委員

それで、著しく損なわれてるんだけど、例えばですよ、お店に行きましたと、値札貼ってありますよね。同じことでしょう。メーカーとのね、取引のね、立場の、現れがお店の値札ですよ。チラシ入りますよね。これが幾らだと書いてありますよね。品番があって、これが幾らだと書いてあるわけじゃないですか。用紙、コピー用紙が500枚で幾らと出てるわけじゃないですか。それをもって、競争上の地位が脅かされるというのはね、これは詭弁ですよ。

今の取扱いが、これが出せないというふうな形になってるとするのは、そのとおりかもしれませんが、副市長、これに該当しますか。

○久世副市長

先ほどから契約課長が答弁しておりますが、入札行為に挑む場合、その前段として、我々行政のほうから業者さんのほうに参考見積りをいただきたいということで、これは我々行政からお願いをするわけでござります。例えば、シンプルに言えば、1万円の品物、定価ベースで1万円の品物、備品を、じゃあA社さんがどれぐらいの金額で持って来るのか、参考見積り、2つの例えば会社から取りましたら、この参考見積りは、基本的にまず一緒のことはありません。要は、その大本のいろんな取引の関係とか何とかで、それぞれのルートの中で、当然そこには、いわゆる商業活動がおありになるんでしょう。1万円が8千円で持って来て、参考見積りを出してくれば、片一方の業者は9千円ぐらいの参考見積りを持って来ることもある。で、我々契約課のほうは、その8千円のほうが、もちろんただ安く入れていただくのが大前提でござりますので、この8千円をもって予定価格を組むことがござります。ただ、この見積書を公開すれば、あっ、この会社はこれぐらいの割合で流通させることができるんなら、入札の際にはこれぐらいの札を入れなきゃいけないとか、そういう指標にもなると思うんですね。で、要は今、質問議員から言われて、私も今ずっと議論を聞いてたら、この情報公開を適用させて非公開にするタイミングというか、それをちょっと、今後やっぱり非常に検討していかなくちゃいけないのかなというふうに考えております。

ただ、今申しますように、我々がお願いをして、その業者さんとの、いわゆる卸とのいろんな関係なんかが含まれたような参考見積り、まず同じ金額で出てくることは、私も契約課のときに経験しております。ありませんでしたので、例えば、その入札の前にそれを公開するのは、これはやはり非常にまずいと思います。ただ、質問議員たちが今ご指摘のように、入札が終わった後はですね、もうどんな札を入れたかというのは皆さん分かれるわけなんで、その辺はちょっと今後検討していく必要があるのかなとは考えております。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

私がこの件について質問して、江口さんも、議論もされて、また答弁なんだけど、今の副市長の答弁は、今回、資料を出しますという答弁につながっていくと思うけど、そういう流れで受け止めていいですか。

○久世副市長

今までの予算委員会、決算委員会、いろんな委員会の中でも、この見積りにつきましては情報公開の理由で、盾に取ってというわけでは決してございません。私、みんなにいつも言うのは、資料、出せるものとはとにかく出そうと、もう出して、ご審議いただくという姿勢では挑んでおりますが、先ほども言いましたような理由から、そのように非公開と、非公開というか、提出できないというふうにご回答させていただいておりました。これにつきましては、また委員の皆さんとも協議をさせていただいて、判断させていただきたいと考えております。

○川上委員

で、その判断はいつ、今、委員長に報告してもらえるとということになるんですかね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 53

再 開 10 : 57

委員会を再開いたします。

○久世副市長

この業者見積りにつきましては、我々が業者さんをお願いして、行政のほうの都合で徴取しております。先ほどから私のほうで答弁させていただいたように、この中には一部、業者さんのいろんな営業活動の一部も含まれておるようなものでございますので、今まで非公開とさせていただいてきております。で、これを急遽、いきなり公開にするというふうになりますと、これは当然、今後の取扱い等にも影響を及ぼしますので、委員長のほうにすぐに出せるようになったというふうに、私のほうからご回答ができるかどうか、ちょっとなかなか難しい部分もございまして。私、先ほどちょっと委員会の皆様とというふうにお話ししたのは、すみません、私も勉強不足なんですけど、百条調査委員会、この中で、我々に対してこれを出せ、先ほどから質問委員がおっしゃられてますけども、当然、それなりの委員会というふうに私も考えておりますので、その辺はちょっと検討させていただきたいと。非常に答弁になっていないような感じとは思いますが、この段階で、いやもう次回すぐ出せますよというふうには、今のところはなりません。以上でございます。

○川上委員

あなた方のね、立場を明確にする必要がある。で、百条調査委員会をするんだから、協力する立場です。同時に、官製談合等疑惑の真相究明をやるわけですから、あなた方は調査対象なんです。で、あなた方自身も、真相の究明を、執行部そのものがしないといけないという責任もあるんですよ。どこまで議会が調査しきるか、お手並み拝見というわけにいかない。で、そういった点で言えばね、このメーカーとの関係、業者とのやりとり、市役所内部のやりとりというのは、特に今は、あるものを出してくださいという見積りの問題なんだけど、これは金額のこと、さっきから言ってるけど、いつ求めたか、なぜそこに求めたか、どういう返事があったのか、そして、正式にはどういう文書が出たのか、時系列を押さえる必要もあるんですよ。それじゃ、そのたびごとの横の広がり、市の最高幹部との関係がなかったかとか、議会との関係はなかったかとか、そのたびごとの横のつながりが出てくるわけですよ、魚の骨みたいに。だから、金額だけのことを言っていないですよ。この見積りを見るというのは、日付も見るわけ

ですよ。だから、言いたいことは、この百条調査をやっていく上で、「環」なんですよ、「肝」なんですよ。それをあなた方がいろんな理由つけてね、出そうとしないというところが、ますます官製談合等の疑惑がね、深まっていくというふうにするので、そういうことでなければ、副市長がおっしゃったように、早急に議論してね、一般論じゃないんです。この問題なんですよ。もう即ね、提出するという方向で、回答が来るようにしてもらいたいと思います。終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:01

再 開 11:31

委員会を再開いたします。

執行部にお尋ねいたします。改めて資料の提出について、「2社の相見積もり」、「メーカーとのやりとり」、「見積もりの際のやりとり」、「市役所内部でのやりとり」について、提出できますか。

○契約課長

「2社の相見積もり」、参考見積書でございますが、先ほど答弁いたしましたとおり、非公開としておりますので、提出することができません。

○委員長

お諮りいたします。あっ、もう一つあると。

○スポーツ振興課長

「メーカーとのやりとり」、「見積もりの際のやりとり」、それと「市役所内部のやりとり」については、提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま提出できると答弁があった資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。後日、提出するものについては、準備ができ次第、提出をお願いいたします。

次に、記録の提出の件について、お諮りいたします。新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関する件について、調査を行うために、飯塚市長に対し、「2社の相見積もり」、2月14日までに地方自治法第100条第1項に基づき、記録の提出請求をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、証人出頭請求に関する件について、お諮りいたします。1つ、移動式観覧席が本体工事から外れて備品となった経過について、2つ、その他移動式観覧席の取扱いに関する関与について、3つ、指名業者との関係について、4つ、移動式観覧席発注の経過（見積り・仕様書含む）について、5つ、市幹部及び議員等との関係等について、証言を求めるため、2月15日、14時30分に、飯塚市スポーツ振興課長 瀬尾善忠氏を証人として、本委員会に出席を求めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、1つ、移動式観覧席が本体工事から外れて備品となった経過について、2つ、その他移動式観覧席の取扱いに関する関与について、3つ、指名業者との関係について、4つ、市幹部及び議員等との関係等について、証言を求めるため、2月15日、13時に、飯塚市契約課

長 山本直樹氏を証人として、本委員会に出席を求めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に1つ、移動式観覧席が本体工事から外れて備品となった経過について、2つ、その他移動式観覧席の取扱いに関する関与について、3つ、指名業者との関係について、4つ、会食の目的・経緯・会食の際に同席していた方との関係等について、5つ、市幹部及び議員等との関係等について、証言を求めるため、2月15日、16時に、飯塚市行政経営部長 東 剛史氏を証人として、本委員会に出席を求めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:35

再 開 13:01

委員会を再開いたします。

証人出頭請求に関する件について、お諮りいたします。1つ、移動式観覧席の入札参加の経緯について、市の指名願いについて、メーカーとの協議について、市及び議員、他の業者等との関係等について、証言を求めるために、2月17日、10時に、グッドイナフ株式会社 代表取締役 原田拓郎氏を証人として、本委員会に出席を求めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、移動式観覧席の入札参加の経緯について、市の指名願いについて、メーカーとの協議について、市及び議員、他の業者等との関係等について、証言を求めるために、2月17日、14時に、株式会社S・Y 代表取締役 坂平由美氏を証人として、本委員会に出席を求めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、移動式観覧席の入札参加の経緯について、市の指名願いについて、メーカーとの協議について、市及び議員、他の業者等との関係等について、証言を求めるために、2月17日、15時30分に、株式会社福岡ソフトウェアセンター 代表取締役 高倉 孝氏を証人として、本委員会に出席を求めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

本日の審査はこの程度にとどめたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

以上をもちまして、新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。